2019.04.22. 第二期第 14 回選挙市民審議会議事録

衆議院第 2 議員会館地下 1 階第 3 会議室

出席委員　片木淳（共同代表）
　　岡﨑晴輝（スカイプ）、小澤隆一、小林五十鈴、田中久雄、坪郷實、山口真美

欠席委員　只野雅人、三木由希子（以上共同代表）、石川公彌子、大山礼子、北川正恭、
　　桔川純子、小林幸治、濱野道雄

事務局　　太田光征、岡村千鶴子、桂協助、城倉啓、富山達夫、丸井英里

書　記　　岡村千鶴子、城倉啓

片木淳：お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。第二期第 14 回になります。だいぶ後半にきておりますので、そろそろ各項目にわたって結論を出していかないといけないという段階かと思います。今日は、国民投票法改正案で山口委員の方から、それから罰則規定の改正素案ということで坪郷委員の方からご発表をお願いいたしまして、いつものように活発なご議論をお願いいたします。それでは最初に山口真美委員の方から国民投票法改正案について、今日で 3 回目ぐらいになりますかね、よろしくお願いをいたします。今日は時間が 2 時間の予定ですから、大体 1 時間ずつの感じで

坪郷實：私のところは短くしてもらっていいですよ。

片木淳：そうですか。では、1 時間ちょっとぐらいの感じで山口委員お願いいたします。

山口真美：では、レジュメにしたがってということで、ご報告したいと思っています。3 回目ということでこれまでにも議論をしてご報告してきたものも全体として取りまとめておりますので、重なっているものも多いかと思います。国民投票法を考えるにあたってということだと思うんですけれども。一つは現行の国民投票法というのは、私が所属している自由法曹団の中では根本的な欠陥があるので、廃止にするしかないんじゃないかと言っているところなんですけれども。この国民投票法を、ある意味理想的な形で改正するとなるとやはり抜本的な改正、作り直しに近いものがあるんじゃないかなというのが、今回もレジュメをまとめてみた正直な感想です。その意味では、あとからご報告するんですけれども、海外の制度との比較検討ですとかということも必要で。私の方からご報告できるものも、問題提起なり、その方向性というのはあっても、これが一つの正解ですよというところまでは行かない部分もあると思っています。この審議会全体が選挙制度を考えるという観点を持っているというところからすると、国民投票法と選挙に関しては共に国民が自由に自分の意思表明ができると、それをどれだけきちんと活発に適正にやるかということが、一つのテーマという意味では共通点があるかと思っているのですが。一方は間接民主制で、代表者・人を選ぶということで、他方で国民投票ということでやはり一つの政策なりを条文化したものの是非を問うということになりますので、そこでは大きな違いがあるのかなと思っています。その意味で、選挙というのは候補者が私を選んでくださいという中身を自分で語れるんですけれども。改正案というのは改正案自らがその是非を自分で語ることができないという、

そういったことがあるのをどういう形で直接民主制の制度として豊かにしていくかというのが大きな違いかなと思っています。同時に国民投票法の問題点というのも、直接民主制的な部分というのを全然拾いきれていない、現行のものはそういう制度になっているのかなというふうに思っています。

国民投票に関して、大きいところでは一つ目は広報周知ということになります。レジュメの方に入りますけれども。これを国民投票の広報協議会が担っています。現行法の作りについては、既にご報告もしていますので重なりますと時間も足りませんのでご覧になっていただければと思います。改正案そのものを国民に広報するという担当だということになっています。この広報協議会が基本的には衆院・参院の各院から 10 名ずつ会派の割合に応じて選任されるということで定足数 7 名ということで、議決も 3 分の 2 以上で決するということになっているということです。国民投票法の方では客観的中立的に行う、賛否の取り扱いも公平かつ平等に行うということにはなっているんですが、実際にそれをどうやって担保するのかというところで、制度的な担保はほぼ皆無というということです。むしろ、委員の構成が会派の割合に応じるということになれば、改正案そのものを賛成した賛成派が 3 分の 2 を占めるのが当然国会の構成になりますので、改正賛成派が多数として決定する権限を事実上持っているという形になってしまう。それについて、本当に公正平等に賛否の取り扱い等行われ客観的中立に行われたかということを監視したりする機関もないということになります。当該提案をした当事者が自ら広報するという形になるということなんです。これ本当に悩ましいなと思っていて、国民に中立的に賛否を問うのであれば、本来は提案した国会から離れたところで第三者機関的に広報は行うべきではないかというのが理想の形なのかなと思うのですが。じゃあそういう広報協議会的なものを第三者的に設けるということがどういう形で可能なのかというと、非常に悩ましい問題だと思ったんです。それが本来できるならばと思ったんですが、難しいのではないかと。そうすると国会での中の構成と仮に考えたとしてどうするかと、賛否のバランスを院の会派の割合ではない形でやるとか、外部委員などを入れるような形にするとか、そういった構成を考えていかないと今のままではダメだろうと。全体のバランスをどの程度とるのかということにもよりますけれども、どうしても少数会派が派生する形になるのであれば、どうやって尊重するのかということを決める。そういう客観性・中立性・公正性・平等性というものを担保する何らかのルール設定というのがやはり必要になってくると思います。これはどんな構成するかによってルールそのものも変わってくるのかなと思いますので、中身の議論というのは非常に多様かなと思っています。同時に、密室の中で何でも決めてしまうということが最も問題がありますので、きちんと議事を公開するということが必要になってくるかなと思っていて、この広報協議会自体は抜本的にどうするのかということが必要かと思うんですが、なかなか議論はされていませんし、私自身の報告の中では手に余る部分もあるかなというふうに思いましたので、皆さんからご意見を聞いて問題提起という形にしたいと思っています。

広報周知に関しては、実際の国民投票の公報が行われるということで、選挙のときにも公

報がありますけれども、現行では投票日の 10 日前に印刷・配布するということになっているということです。ちょっと書き損ねたんですけど、60 日から 180 日の中でわずか 10 日前で良いのかという問題も一つあるかなと思っていますが。公報の中身についても、実際にはどういう基準でどのような形でやるかという意味での実施の要綱が全くないということになりますので。やはりそういった公報が客観的中立に行われるのか、賛否の取り扱いが平等に行われるのか。平等に行われるというのはどういうことなのかと、そういった意味での基準ですね。紙面のどれ位の割合を占めるとか、どういう形でやるのか。そういったことの概要が全く決まっていないということになります。これは改正の法律そのものになるのか、運用規則になるのか、そういったこともありますけれどもそういうものが全く決まっていないということであります。それが大問題かなと。

広報についてもそうですね。いわゆるラジオ・テレビの放送、新聞広告等を行うということになっていますけれども、これについてもきちんとした運用の基準がないので、広報協議会にお任せ状態になっているというようなことで、問題であろうと思います。きちんとした運用基準を作る、その中身はどうするのかという議論がなされる必要があると思います。

次に大きいところが、第 2 の国民投票の運動というところになります。定義自体としては、国民投票運動というのは、いわゆる賛成反対の投票をし又はしないように勧誘する行為ということで限定されていて、それ以外に意見表明をしたりしてということで多様な運動が行われるということになるかと思います。これは原則として公職選挙法の適用がないということになりますので、主体の制限が若干ありますけれども原則として自由だということになります。期間、主体の年齢、文書図画、自動車・拡声器等の使用、戸別訪問、署名運動等の手段や方法にかかる制限がないということになっています。ですので、これ自体は直接民主制の中での国民投票という意味では、原則として自由であるということは非常に大切なことだと思いますし、本来は選挙制度の方もそうであるべきだと思いますけれども、この原則自由という形は国民投票運動の中でとても大事だと思っています。政治活動との関係についても区別が難しい部分もある中で、国民投票運動が規制されないよう調整すべきであるという形の法律にはなっているということです。ここで問題点と書きましたけれども、先ほどもちょっとお話ししましたとおり人を選ぶのではなく、政策の選定をするということでは候補者に相当するものがないし、選挙区もないということになりますので一つの選挙区・都道府県レベルの大選挙区制でもある程度制限がありますけど、その範囲の中でどういう形で情報を流通させるかということもあるんですが、全国レベルでの情報の流通の保障ですとか、一般国民の意見表明の機会の保障などが問題になるので、それが有権者数が 6,000～7,000 万人いますのでそれについてということになると非常に膨大な母数の中でどうするのかという問題になってくるというのがとても問題です。公平なアクセスの保障という意味では、賛否の取り扱いの公平性の担保といったことも非常に難しいということになってくるかなと。その意味ではここは大きく公職選挙法とは違った観点からの規制なり助成なりが必要になってくるということになっていると思います。

そのさいたるものとして問題になっているのが有料の意見広告ということです。投票日の 14 日前までは国民投票運動のための広報は制限されますという事なんですけれども。むしろいわゆる反対に投票してください、賛成に投票してください、またはしないでくださいという勧誘に限っての制限ということで、全期間を通じて「私はこの改正案に賛成です」と、「私はこの改正案に反対です」といった意見表明については無制限に認められるという形になっているので。事実上非常に無制限な形で有料の意見広告ができるという形になっています。例外としては公報協議会による放送・新聞広告、政党等による放送・新聞広告があるという形にはなっているということなんですが。やはり大きな問題点として、これでは一般国民が意見表明をする機会はほとんど積極的には保障されないということになります。公報の機会も政党には保障されているんですけれども、国民投票という場面で政党に限定することが適切なのかと言うと、やはりそうではないのではないかと。国民の意思が必ずしも改正案という形で政党の政策に収斂されるわけではないですし、政党の政策だって改正案と一致する訳ではないですし、同じ政党の中でも改正案の内容によって賛否が分かれることもあるでしょうし、政党に限って意見表明の機会が認められるということは、多分国民投票という形で言うと非常に偏った形になるのかなと思います。有料の意見広告については、賛否の取り扱いの公平性が保てるかどうか懸念が大きいと。スポットコマーシャルというのは非常に高額だと、多額の資金が必要だと。事実上そういったものは一定のルートでの独占状態にあるということになれば、資金力があり枠を独占する企業とコネクションのある運動者に極めて有利になってしまうと言うことで問題になっているというようなことがあります。なので改正改善の方向性ということですけれども。やはり有料の意見広告自体を全面禁止しかないのではないかと。それもいわゆる勧誘だけではなく、意見表明も含めてではないかと思っています。それはイギリスを含めて先進的な欧米の国では、全面的な禁止という形でなされているというところにも例を見ることができます。あと一つ、今回新しくお話しするんですけれども、「放送通信分野の規制に関する独立の行政機関」のようなものを設定する必要があるのではないかと思っています。あとの国民投票の運動の助成との関連性があるんですけれども、政府から独立した形で独立の行政機関を設立させて、そこで国民投票に関する報道や意見広告等に関する準則をきちんと定めて、監督是正を行うということがありうるのではないかと思っています。表現の自由の保障という兼ね合いの中でこういう独立の行政機関を作っていくというのは非常に難しい面もあるのかなとは思っています。ただ、私自身が今の国民投票法が 2007 年に制定される直前にイタリアに行って、実際にイタリアの行政機関に行ったところで見たんですけれども。そういったところでは、きちんとした何十人というレベルのスタッフがいて、本当に各放送局で放送されていて、賛成についての議論とかを何分間やった、反対についての議論を何分間放送したということをチェックして平等性を保とうとしているということがあって、そういったものって非常に重要じゃないかと思っています。ただこれも先ほどの公報協議会じゃないですけれども、一体どういう形でつくるのかというと、実に難しいと思っています。組織構成がどうなのか、そ

してやはりこれが独立の行政機関として国民の国民投票に関する自由を守ると同時に表現の自由を守っていくとなれば政府からの独立性とか、実際に改正案を提起する国会との関係での独立性をどうやって保っていくのかとか、予算・権限等をどうするのか監督是正についても一定の権限がなければ役に立たない部分も出てくるので、その制度設計は非常に難しいのかなと思っています。私の方で、インターネットで調べた限りでは、放送研究と調査というようなデータがありまして、その中で 7 カ国でアメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、韓国、台湾、イタリアについて各地域の独立の委員会というものの報告がされていてその功罪、上手くいっていること、いっていない部分などの報告がされているものがありますけれども、そういったものも詳細に見て作っていく必要があるのではないかと思っている次第です。

4 ページ目にいきますが、それとの兼ね合いで思っているのが費用の規制の問題なんですね。地域の候補者と違って全国レベルでの国民投票運動ということになると、やはりいわゆる普通のサラリーマンや中小企業だという人と、大きな企業・団体といったものの間では当然費用に関する資金力の違いも出てきますので、その不公平をどうやって是正するかということなんです。運動の費用の規制というものが必要になってくるかどうかということが大きな議論にはなってくると思っています。これについてはイギリスのモデルがありまして。イギリスでは運動費用を 1 万ポンド超えて支出する方については、個人・団体とも選挙委員会に登録して支出の上限を 70 万ポンドにしているということなんですね。そういう中から主導運動者というものを決めて放送広告等を認めるということが行われているということになっています。ですから例えばの話なんですけれども、運動費用の枠を決めて一定金額以上支出するものについては選管などに登録をして収支報告を義務付けると言うこともあるのかなと思うのですが。本当にこれを管理するのが中央選管で良いのかどうかのような議論も当然出てきますし。団体等については、適当な名前で団体をどんどん作っていけば事実上規制にならないのではないかという問題も実際にはあって、この規制というものがどこまで有効なのかという議論も一方ではあるかと思うんですが。有料の意見広告等を制限すればそこまでしなくても良いという話になるのかどうかということはあるかと思いますが、一つの考え方として提示はできるかなと思っていますし、そこは議論に委ねる部分だと思っています。

規制に関しては、現行法の中では公務員や教育者のついての制限がされています。これが罰則なしということは良いんですけれども、懲戒の対象の恐れがあったりしますし、地位利用の範囲が曖昧だということがあります。実際に投票してください、しないでくださいと言うことを授業でやって良いのですかという議論はあるかなと思いますけれども。構成要件を非常に厳格にするということですとか、不利益を発生させないということを含めた法改正が必要になってくるだろうと思います。

同じく国民投票犯罪ということで、組織的多数人買収及び利益誘導罪というのがあります。お金を上げるから投票してねということは良くないですよねという話だと思うんです

けれども。これも 5 ページに書いたとおり、構成要件があらゆるところで曖昧、組織ってなあに、多数ってなあに、影響を与えるってなあに、物品、勧誘、誘導、供応接待、関係のあるという言葉全部なあにというような形で、非常に恣意的な取締りができて、萎縮効果もあって厳罰化される危険性もあるということですので、構成要件を極めて厳格化しなくてはならないというようなことがあると思います。

もう一つが助成の方法ということです。今の国民投票運動に関しては、これを積極的に国が助成するという制度が一切ないんですね。こういう中で国民投票の意見表明の CM 広告だけが全面禁止にしますということになると、逆に国民はどこで国民投票について語れば良いのかという問題が出てくるかなと思っています。それはやはり積極的な機会の保障が必要なのではないかと思っています。ただこれも実は非常に遠大な問題で、一言で語りつくすのは難しいと思っているのでが、例えばというような形で議論の取っ掛かりになればということで書かせていただきました。まず公共放送、日本で言えば NHK ということになりますけれども、一定のルールに従った放送枠を設定して、何らかの登録者の中から賛否同数の運動者を選択して意見表明の機会を無償で与えるということが必要かなと思っているんです。じゃあ登録者をどうするんですか、というのが先ほどの運動の費用規制との関係での一定以上の費用を投ずる人が登録するというようなことと関連させるような形が、確かイギリスでは行われているということで、こういったことが出てきているということになります。NHK 一本では日本の場合の放送枠としては足りないということもありますので、民間の商業放送の枠の中にも、国が助成をしてこういった放送枠を保障していくということもあり得るのではないかと思うんですね。ただこの中身に限定された人しかアクセスできないということになればやはり狭くなってしまうのかなということもあるということで、どういった形でこの中で意見表明できる機会を設けるのかと、公募して抽選するのかどうかというようなことも含めて考えなくてはいけないのではと思っているのですが、そういうこともあり得ると思います。あともう一つはそれだけではなくて、全国という枠だけでこの国民投票について考えるというのはちょっと違うのかなと思っています。例えば登録者の中から人口比を基にした一定数の区域ごとに賛否同数でその地域での郵便の無償配布とか、公の集会開催の会場のための無償利用を認めるとか、地域に密着した形で国民が意見表明をできる機会というのも必要なのではないかと、私としては素朴に思っています。ここまで認めているものはなかなか国際的な制度の中でも見当たらなかったと思うんですけれども。本当に一人ひとりが国民として決める、それは北海道に居ようと、東京に居ようと、沖縄に居ようと意見表明ができるべきだと考えると、実は非常に遠大な問題ではないかなと思ったのですが、そういったことを問題提起としてさせていただきたいと思っています。そういった形で意見表明をする機会を保障するということは、逆に言うと運動を適正公平に保障するためにルールというのも必要かなと。先ず賛否を平等に取り扱わないといけないということもありますし、自分たちがされている受け取る側の意見表明をされている側が、例えばそういうものが広告として投票運動としてなされているという自覚がないといけな

いということがあります。要するに騙し討ちで感動させるような情報の送り方をするということも問題になるということ、すみません有料広告という書き方をしているのはそこでのルールとしてこういうことが提言されていたところから引っ張ってきたのでこういう形になっているんですけれども、何らかの形でそういう放送枠を提起されたら、その中では投票運動の意見表明としてなされているということを、受け取る側も自覚してやらなくてはいけないということが実は非常に大事だということです。あとネガティブキャンペーンですとか、誹謗中傷・虚偽報道と、イギリスの国民投票で問題になりましたけど、そういったことをどうするのかということも倫理基準の問題も出てくるのかなと思います。その中で先ほど言った独立の行政機関のようなところで野監督・是正ということも必要になるのかなということで、実は国民投票運動を適正な形でやるためには大きな制度の設計が必要なのではないかというのが正直なところこの問題を提起されて報告をしようと思って色々考えた結果として出てきたというところになります。一応イギリスやフランスでどういった形で国民投票運動の助成がされているかというのを書いておきました。韓国もそうですね。韓国も政党に指名された者が演説を行うというので、これは比較的政党という枠組みはあるものの、上手くやると意見表明の形としては効果的な取り組みなっているかなと思ったので挙げておきました。というようなことで、一人ひとり国民が参加できる国民投票をどう考えるかという観点になると、全く今の投票法には制度がないし、作っていくと考えた場合にも非常に精密な議論が、時間をかけた議論が必要ではないかと思った次第です。

あと投票についても書いておきました。抜本的な改正が必要だという意味では、本当につくづく今の国民投票法で国民投票できないと思っている部分ということもあります。投票方法という意味では、何をもって 1 票を投じるかという対象が関連する事項ごとに区分して行うということでざっくりとなっているだけなんですね。個別の憲法政策ごとに民意を問うという要請からはできるだけ細かくすることが望ましいと。ただ法体系として構築する際にあまりにも細かくて矛盾する法体系になってはいけないということで線引きは難しいという意味では、内容関連事項とはどういうものなのかということについてのルール作りや議論も必要ではないかと。こういったこともざっくり関連する事項ごとに区分してということに投げられているということ自体非常に問題かなというふうに思います。

投票環境ですね。これは政治的には、今微妙な話題になっていますけど。公選法並びにするかという議論がされていまして、政治的にはいろいろ憲法審査会を開かせる呼び水にするとか言われていて、政治的には難しいところになっていますけれども。投票環境の整備という意味では、投票しやすいようにするということが必要になるという部分はあるのかなと思いますのでそれは書いておきました。

成立要件の話なんですけれども、これは最近私自身も南部先生という方の講義をたまたま弁護士会の方で聞きまして、その中で問題提起されていまして興味深いお話でしたので書いておきました。最低投票率の定めがないということで、低い投票率でも憲法改正が成立する恐れがあると。その意味では、これ本当に国民の過半数なのというような得票で憲法改

正が成立する恐れがあるということは従来から批判されてきたところということになります。なので私が所属する日弁連でも、最低投票率を設けるべきであるという議論がされているということになるんですが。実は、この前お話を伺って最低投票率というのは、それ自体をして一つの歯止めにはなるんですけれども、必ずしも国民の過半数なんですかというところに繋がるんですかという問題もあるということで。絶対得票率の規定を設けてはいかがかということを南部先生がおっしゃっていたのを伺ったので紹介しているという形です。例えば最低投票率が 40%とすれば、投票率が 41%あれば賛成 21、その中で反対 19%、全体として棄権 60%、有権者 21%の賛成でも成立してしまうということは、最低投票率でも言えなくはないと。ところが絶対投票率 40%という形にすると、得票率に関係なく少なくとも全有権者の 40%以上の賛成が必要だという意味では、ある程度正統性を保つという意味では最もクリアな考え方ではないかという提起がされていましたので、それ自体はなるほどと思いましたので、今日ご紹介させていただいたという形になります。国民投票法全般に大きな欠陥なり課題を持っているという認識を持っていて、その中から今日報告させていただいたんですが。条文にするというところまでなかなか行き着かないと思っているところなんですが、問題提起とさせていただきます。以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。それでは早速皆さんの方からご質問なりご意見がありましたらどうぞ。

田中久雄：国民投票広報協議会というんですか、これが全体の国民投票の事務局みたいに取り仕切るという位置づけになると思うんですが。確かに現行法で各院 10 名で各会派の割合に応じて選任するという構成になっているのは、私自身もちょっと問題だと思います。一応国会の衆議院・参議院でそれぞれ憲法改正についての発議が行われるわけですよね。まさに政党や政治家が当事者な訳なので、それが中立的広報協議会というものの全体の事務、広報からいろいろな一般の人に知らしめる資料を作成するということが、発議した当事者がまたそれを中立的な立場でやるという、ちょっと二律背反しているような感じもあって。じゃあどうしたら良いかというときに、一つは例えば半数とか 3 分の 1 は第三者というか中立的な有識者とかそういう民間の人を入れるとか。それからもう一つ、これは有力な参考事例になると思うんですけれども、いわゆる中央選挙管理員会ですよね、これはまさに選挙を公平に行うということで中央選挙管理委員会の委員というのが現在は 5 名ぐらいですか、少ないんですよね、それはワンクッション置いていて、各政党から推薦された民間人みたいな学者とかそういう構成で直に議員がなるわけではないんですね。ところが、国民投票広報協議会は議員とか元議員がなるという、政治家がなるということになっているんですけど、中央選挙管理委員会は各政党がバランスよく推薦して、しかも一つの政党が過半数になってはいけないという歯止めがあるんですよね。それで、5 人いて自民党が 2 人かな、あと民主党とか公明党とか共産党とかがそれぞれ 1 名ずつのような、そういうことであくまでも選挙について中立的な機能を果たす機関であるという性格付けを選任の過程でかなり歯止めを作っているわけですよね。それからすると、あまりにも広報協議会というのは議院べった

りというか、政党べったりになっている組織だということで果たして良いのかなと。ですから改善策としては、中央選挙管理委員会のやり方みたいなものが一つ参考になるのではないかという感じがしました。

片木淳：どうぞコメントを。

山口真美：はい、本当にそのとおりだと思います。確かに中央選管の選び方をそういう形でであれば、似たような形で広報協議会というのか、国民投票管理委員会のようなものを作るのかというようなことがあっても良いのかなとは思います。それはその制度に合わせた人数を設定するということになるのが良いのかと。確かに本当におっしゃる通りで広報協議会がとにかく国会議員の中から選んでしまったら、もうそれ自体がひとつの国会のミニ版になってしまいますので。３分の２の意見が押し通されるか、少数会派との意見をやってもまたそこでのひとつの政治というかせめぎ合いができてしまって、本来の目的を達成できないということになると思いますので。その意味では、このレジュメを作るときに、国民投票管理委員会みたいなものはどうだろうかとちょっと思ったんですけれど、そういった意味で中央選管にならった形での管理委員会のようなものを作っていくというのが、もしかしたら最も目的に照らして適った制度なのかなというふうにも思います。

片木淳：この憲法改正の国民投票の管理は現行法でも中央選挙管理会がやるんですよね。その根っこの部分は全部やることになっているわけですよね。

山口真美：それを中央選管という形でやるのかなと思っているのも正直あったんですよね。同じような形で規模に合わせて、きちんとした国民投票管理委員会みたいな形で作っても良いのかなと。それが選挙管理委員会に選ばれた方でノウハウを持った方がいらっしゃればそこかなとも思ったんですが、まあ選挙ではないというふうに正直に思ったので、それ自体に照らしたまた違ったルールが設定されるので、本来の形はそういう管理委員かかなというふうにも思っています。

片木淳：だからその前提で、今日のお話の国民投票広報協議会ももっと独立性を持たせて今の田中委員からご提言のあったような、そうは言ってもまた各党推薦だから色はつくので誰が決めるんだということになれば、いつも逃げられない問題なんですけど。少し第三者機関的なところを色を持たせても中央選挙管理会は党派で過半数とってはいけないという規定までわざわざ置いて客観性を持たせていますのでね。それと同じやり方を、国民投票広報協議会にも採れないのかという提案は可能性があと思いますね。ただ、おそらくこのものを作った過程でそこら辺の議論も若干しているでしょうから、まあ一応そういう方向に今日は決めておいて、何か引っ掛かりがあるのであればそれに対する反論も我々としては考えなければということではないでしょうかね。

　それからちょっと私の方から細かい点についての質問ですけど。この少数会派尊重ルールを制定するということですけれども。気持ちはわかるんですが、具体的には少数会派尊重ルールというものはどうすればよいという、何かイメージありますか。

山口真美：正直に言うと、なかなか難しいかなと思っていまして。過去に１，２を考えたと

き、私自身がさっき言ったように国民投票管理委員会なるものを作るのか、それが難しいとして協議会の中でどうするのかといったような揺らぎの中にあったので。その範囲の中で、少数派が結局一人いて、すぐ多数決で終わってしまったらどうにもならないという中でどういう発言の時間なり意見なりを確保するのか。そうすれば議事公開の場面でもどういう議論がされたのかということが国民の前に明らかになるかなくらいのザクッとしたイメージだったということです。

片木淳：一つは今のご提案の中央選管と同じような、第三者機関的な要素を持たせれば、或いは構成比を少数派にも保障するという規定を置けば、ちょっとは改善策になるんですかね。

山口真美：はい、そう思います。そちらの方が抜本的かなというふうに思います。

片木淳：はい、わかりました。ほかにどうぞ。岡﨑さんどうぞ遠慮なくいつでも声を出してください。

岡﨑晴輝：協議会のメンバーを抽選制で選ぶということはどういうふうに考えますか。可能でしょうか。

山口真美：はい、そうですね。何から抽選するかなのかなと思っていて。この国民投票の制度の中でどこかで人を選ぶときに、先ほどの運動の登録者だとかそういったところもそうですし、意見表明をする機会を得る人というのを最終的に決めるときに抽選というのもあり得るのかなと、どこかの場面でとは思ってはいるんですけれども。おそらくこの広報協議会のメンバーを抽選で決めるとなると、どこから抽選するのかというのがあるかのかなと思えるので、どういうイメージかなというのがちょっと具体的にわからないんですが。最終的には一定の候補の中から抽選制にすることで、公平性なり客観性が保てるというのはあるので、どこかで抽選を使うということは一つのテクニックとしてあるのかなと思っているんですが。この場面ではパッと思い浮かんでいないです。

片木淳：岡﨑さん、一般国民からも無作為抽出みたいなことをイメージされていますか。

岡﨑晴輝：そうですね。本当に全有権者から抽選でも良いのかなという気はしなくはないんですね。まだ検討の余地はあると思います。

片木淳：そうですね。元々国会決議で出てくる憲法改正案だから、急に一般国民が言われてもわからないという場合もあるかも知れませんね。

岡﨑晴輝：そうですね。

片木淳：特にここは広報で、みなさんにどんどんお知らせしていこうということのようですからね。

岡﨑晴輝：多分、別の場面で抽選制というのは検討の余地があると思いますけれども。ちょっとここではないかも知れないですね。

片木淳：はい、わかりました。ありがとうございました。ほかにどうぞ。

坪郷實：今日は多くの問題提起をされていると思うんですけれども、どこまでまとめるのかなんですが。問題提起ということでとどめるのか、あるいは問題提起プラス具体的な案まで、

今国民投票協議会については具体的に近い案が出ていますが、そういう案までまとめるというところまでいくのかというところが、どこまでやるのかというのを決めないと議論が煮詰まらないのではないかというのがひとつあります。国民投票広報協議会については、現状では委員は議員ということになっているわけですね。これをより第三者機関ないしは広報活動が客観的中立的に行うための機関にする場合にどうすれば良いのかというときに、これは推薦制を採るとしても、政党が推薦するというようなやり方ももちろん今出ているわけですけれども、その中では広報の中にある程度焦点が当たるとすると、広報関係の専門の中から選ぶという形で、専門家委員会という形で協議会を行うのか。或いは専門家だけではなくて、ほかの観点からのメンバーも入れた専門家プラス様々な観点からの委員を選ぶというような形にするのかとか。そういう色々な案が出てくると思うんですけど、そのあたりどこまでやるのかというのは、今までの議論の流れから言うとどうでしょうか。

片木淳：私が答えるのかどうかわからないところもありますが。今後皆さんのご議論を経ていかないといけないと思いますけど。印象としては、国民投票法というのは 100 何十条ですかね、すごいですよね、この膨大なものをいちいちこれに対する改正案というのを、我々の前回の答申みたいに書くということはやめておいた方が良いんじゃないかと。読んでも煩わしいだけだし、さっきからご発言あるように間に合わないのではないかと。そういうことがありますから、今日まとめていただいたこれで良いんじゃないですか。これをもう少し文章化するでしょうしね。もちろんこの改正・改善の方向性も今日また議論もあるし、そこはまた少し変わってくるのかも知れませんけれども。これぐらいで、最後の結論はもう少し我々はこう思うと、独立機関化しろというぐらいにはっきり言って、或いは中央選挙管理会のやり方を踏襲してやれというぐらいでよろしいのではないかなという感じがしますね。何かご議論があればまたいただきたいと思いますが。それから坪郷さんがおっしゃったのは、もう一つ何でしたかね。専門家の話ですか。それも何か提案があれば出していただければ。さっきの中央選挙管理会方式とどこが違ってどっちが良いのかという議論をすればよろしいんじゃないですかね。私も専門で研究はしていないですけれども、この国民投票広報協議会というのは、推測するところ国会両院で 3 分の 2 で議決して、国会の絶対的な多数の意見として日本国憲法はこう改正すべきじゃないかという結論が、間接民主制のほうでは出たわけですよね。それだけでは大事な問題だから代表民主制だけで決めるのはまずいと、日本国憲法に書いてある。だから国民のみなさまに直接ご意見をお聞かせいただきたいと、過半数の賛成いただけるかどうか、という流れの中で広報するわけですね。国会で改正案として我々が考えた結論はこんなものができました、それをお知らせします。こういう流れからいくと、ある程度国会主導になってもおかしくないような点もあるのではないかというふうに思ったんですけど。そことさっきの第三者機関とですね、バランスの問題でしょうけれども。山口さん、何かお考えがありますか。

山口真美：そうなんですね、おっしゃるとおりで。一旦国会の中としては改正案を提起した以上は、ある意味国会の側が説明責任として出した以上議決した改正案が、どのように改正

にふさわしいと思っているのかをきちんと説明する義務もあるし、当然そう思って責任を持ってやっているんだろうということになるので。そういった意味では改正した国会として自らの改正案を国民の前に知らせるという機会は、当然じゃないかと止むを得ないかなと、仮に私としては改正反対の立場としてもそう思います。それはそれとして、であるならば提案した国会としてはこう説明しますというものですと、国民に示すのが形なのかなと思うんですね。それがニュートラルな形での広報として、国民の前に中立的に出されて、きちんとしたところがこう言っているんだから、きっとこうだろうみたいな形のものとして提示されるのはちょっと違うのかなと思うので。むしろ国民投票の管理委員会みたいな第三者的な委員会が作って、その中で国会としてこう提示していますという説明は国会の側なり、3 分の 2 の側の説明はこうですというものとして国民に出すというふうに割り切ってしまうのも一つ方法なのかなと。その国会の出した改正案の是非をまさに国民にイエス・ノーと問うというステージなんですというのを示して、そのステージになった瞬間からは国民がイエス・ノーと言うために最もふさわしい形での情報提供を考えると、その役割が管理委員会ですみたいな形にするのがやはり良いのかなというふうに思います。

片木淳：ちょっとこの文章の中で、そういう流れの中で聞きたかったのは、現行法の問題点で、監視がないから問題だと書いていて、さっきから議論されているんですけれども。もうちょっと言えば、何が心配なのかと。問題だというのは、どんな不祥事というか変なことをやる恐れがあると考えているのかというふうに聞きたくなるんですけど、そこはどうでしょうか。

山口真美：結局、国会が広報を一括して担う立場になるということなので、そこが決めるときに、より賛成案が国民にとってふさわしいものであるように情報を出していくということが十分可能なのかと。まずそもそも改正案とはどんなものかというのをわかりやすく説明するということになると思うんですね。でもそうすると改正に対する賛否、賛成・反対ってありますけど、先ずそもそも改正案そのものを示すということをわかりやすくやりますという形の中で、改正案の大宣伝を行うということは十分に可能かなというふうに思います。そこに国家予算をかけてやることができますので、わかりやすさというのは受け入れやすさだったりもしますので、そこの関係ですよね。

片木淳：場合によっては情報操作みたいな恐れもあると、そういう感じなんですね。

山口真美：そうですね。まさに、憲法 9 条だと今繰り返すように安全保障環境が何とかと言って、ジェイアラートがガンガン鳴って、ああ怖いと思う感覚をどんどん作っていく中でがんばっている自衛隊みたいな宣伝をするというみたいなのがありますけれども。そういうふうに特定の情報をピックアップしてわかりやすく、もしくは感動的に情緒的に報告するということをこの中ですることは十分に可能なのかなと思います。

片木淳：ただ国会側から言わせれば、3 分の 2 の議決で我々はそう決めたと。考え方も全員一致じゃないけれども 3 分の 2 の多数で、自衛隊問題にしろ、地方自治の問題にしろ、こう決めて理由はこうだというのは、説明して良いじゃないかというのは、議会側からは出て

きますよね。我々としてはそれをどう考えるか、いやそれはちょっと我々としてはそこまで主権者としては委ねていませんと、我々としてはもっと客観的にやれと、国会で決めたことはわかるけれどもそれをまな板の上にのせて我々国民が自ら判断するためには、第三者的な機関でないと情報が歪められるおそれがあると、誘導されるおそれがあるという理解なんでしょうかね。

山口真美：そうですね。要するに提案したものとしては、提案を国民にわかりやすくするのは提案者としてやれと言うと変なんですけれども、広報としてやるというのはやはり区別が必要かなというふうに思っています。

片木淳：わかりました。その辺はもし書けるのであればちょっと書いていただければ更にわかりやすくなるだろうかと思いますけれども。ほかに何かありますか。

坪郷實：先ほど片木さんが言われた点から考えるとですね、これは一案であってこうしたいというふうに私は考えているわけではないですけど。この国民投票に直接関係したものではないですけれども、国会が何らかの行動するときの委員会が設置の仕方というのが幾つかあると思うんですけれども。ドイツやフランスなどの国会が特定のテーマについて調査委員会を設置するときの構成メンバーというのが各会派から議席数に応じてすべての会派から最低 1 名ということなんですけれども、そのメンバーが会派の議員数によって先ず選出されて、それと同数の専門家をこれも各政党の推薦等にある程度なるかと思うんですけれども、半数が議員で半数が専門家であると。そうすると、その中の議論では国会の 3 分の 2 の意思の例えば要約をする場合の表現はもちろんできるしょうし、更にそれを国民に公布をしたときに、どのようにそれが見られるのかというのが専門家のほうからチェックを入れるという、そういう可能性はあり得ると思うんですね。ただ問題は専門家がどれだけ信用できるかという、一般的な問題にもなるのでどのような専門家を選ぶのかということも含めていろいろな関連の問題はあるんですが。例えば一案としては、議員半数、専門家半数というような構成にすれば、現行よりは少し違ったチェックが可能ではないかというふうには考えられるということです。

小澤隆一：私も今似たようなことを考えていたんですけど。やはりこの広報協議会というのを、先ほど片木さんが言われたように国会では 3 分の 2 の多数で発議をしたのだと、だから発議をした国会としての責任において広報するんだと、こういうふうな流れで議論すると、政治家の責任で協議会作って良いじゃないかと、こういうことになるわけですけれども。それは憲法改正の手続きというのは、発議はまだ案をまとめた段階、国民に対して投票してもらう案をまとめた段階だと考えて、そこでワンクッション置く場合には、今坪郷さんが言われたような、政治家がそれこそ政治的なそれぞれの考え方を丸出しにして協議会を運営されるというのはまずいだろうと。やはりその政治家の思惑から、やはり国民の目から見て形式的にも内実的にも少し離れたところで、政治家はやはり広報協議会に専念できないと思うんですね、議員活動はほかにあるわけですから。それはそうではないスタッフに担ってもらう。場合によったらこれは 2 倍か 3 倍くらいでも良いのではないかと思うんですね、

政治家以外の構成がですね。そういう意味で国民投票の管理を、投票管理は中央選管が中心になって担ってもらうものとして、国民投票の公正さを確保するための機関として位置づける。そんな意味合いで、やはり議員だけの構成は良くないという方向付けをしたら良いのではないかと、そんなふうに思っています。

片木淳：はい、ありがとうございました。城倉さんどうぞ。

城倉啓：坪郷委員と小澤委員のお話と矛盾するという意味ではなく考え方として、私たちの出している答申との関係で言うと、例えば衆議院において比例代表を出すと言っている、つまり過半数にならないという言い方ではちょっと不十分じゃないかと。もし大勢の委員の構成を考えるならば、衆議院比例の部分の比例に比例してその委員数を決めるというような言い方で議席に縛られないほうがよろしいのではないかというふうに思いました。

片木淳：比例の結果をしかし議席が比例で、その比例した議席に縛られるわけですよね。

城倉啓：我々の答申がそのまま出ればですね、そのようになりますけれども、衆議院が比例代表制になれば。現状においてもそういうふうにしたらどうかということです。

片木淳：ただそうなると、多数がどんどんやっていくということになるわけだから。ここで言いたいのは、少数派と言うかバランスと言うか、どんどん多数で引っ張っていかれたらまずいという意味だと思いますね。若干は比例代表制の結果、今よりはマシにはなるということですよね、構成はね。

山口真美：なのでやはり発想として整理しないといけないのは、多分発議をするまでは国会の中の議席数で考えてやっても構わないんですけど。発議された瞬間から、先ほどまな板の上に載せたって言うことなんですけど、発議されたものの是非を問うという意味では、賛成・反対はやはり平等にニュートラルにしなくてはいけないということで。もう国会の 3 分の 2 という数のことは国民投票との関係では、基本的には影響を与えないものと考えるのか良いと思うんです。それも 3 分の 2 で良いんだったら国民投票は要らないわけで、国民が選んだ国会が3分の2をとったものをあえてもう1回直接民主制で問うというところは、出されたもののイエス・ノーをもう 1 回まっさらな形で問うからこそ国民投票なんだろうと思うんですね。ですので、国会が 3 分の 2 で決めるのは発議までの話ですよと。発議されて以降は、一つの提案者に過ぎないという立場で、あとは国民の中の賛否を考えて行動しなくてはいけないというふうにしていく必要があるのかなというふうに整理するのがやはり制度設計の基本の整理として良いのかなと思いました。

片木淳：ありがとうございました。その辺も書いておいていただければ、最終でね。ちょっと前提に戻ってしまうんですけど、不勉強ですみませんが。今、国会で国民投票法が再検討されているという流れの中で、我々がこれを出して、国民投票に限って言ってもほかにもあるんですが、その答えというのはどういう流れでのっていくものなんでしょうかね。今の国会の検討の中にね。と言うか、我々の戦術としてこれからどういう位置づけになるというふうに考えたら良いでしょうか。

山口真美：すみません、ちょっとイメージが

片木淳：いずれ国会方面の、今野党が拒否したりしてやっていますけど。場合によったら同じテーブルの上に載って議論されて何かの結論が出ると。不勉強で知らないんだけれども、忘れちゃったんですけれども、今何か検討項目もあると、しかし国民投票広報協議会の方は検討項目ではないんですね。

山口真美：そうですね、全くなっていないです。

片木淳：そうしますと、まぁいいんですけどね、なってなくても。ここをこう変えろということなんですけれども。一方で国会で論議が進められている国民投票法の再検討見直し問題とどう絡めていったらよいのかということなんですけどね。

山口真美：そうですね、今の議論自体はおそらく国会の方に出ているのは、多分このレジュメで言うと 7 ページのところの投票環境という話についてのことだと思うんですね。まさにここだけで、国民投票に公選法でのものに並べましょうというようなことで。それ自体は非常に中立的といいますか、極めて技術的な問題だということになるんだと思うんです。多分ただ政治的には 2007 年にこの国民投票法が成立して、それ以降に改正もあったんですけれども付帯決議等で、実際にはこの広報協議会で法制の問題もそうですし、投票運動、意見広告の問題、最低投票率の問題等非常に重大な問題がたくさんあると。それらについてきちんと検討しなくてはいけないというような付帯決議がついているんですけど、結局それについてはまともに国会で議論されないままになってきているということになるんだと思うんです。なので、本来議論するのであれば付帯決議で約束したもののすべてについて抜本的にやらないと、ということになるんですが。それを今の政党の力関係の中でおおよそやるつもりがないからこそちょっとだけ技術的な問題だけやってお茶を濁して、がんばって検討しました終わりにしようとしているのかなということになっています。

片木淳：わかりました。そうしたらですね、この前段にちょっとまたこれ申し訳ないんですけど書いていただいて、短くても良いんですけど。付帯決議でこういう項目になっているけれども、全然検討されていないと言うのか、検討が進んでいないと言うか、我々としては以下のように考えるというのでよろしいと思うので。ちょっとそこが全体の流れがわかればなお良いかと思いまして。ほかに何かございますか。はい、どうぞ小林委員。

小林五十鈴：今まで聞いておりまして、友だちも選管委員になっておりますし、いろいろな地域の選管を見ておりまして、やはり政治をもっと勉強してもらわないと今の選管に任せられないというのが私の日頃の実感です。それから投票率がすごく低い。こんな中で国民投票なんか、私は反対です。だから付帯決議の話も出ていますけど、女性問題もこのごろ政治分野における推進法が通りまして、付帯決議が総務省と内閣府に出ております。黙っていると何もしてくれません。私たちは今そういうことについて運動したり、ロビー活動したり、そういうことをやっておりますので。やはり付帯決議というのは逃げ道なのです。だから選管とか、憲法改正とか、色々な大事な問題を関心のない国民の中で決められるということは、私たち年のいった者が次の世代に残す無責任な行動だと思います。この国民投票をもっと勉強してからやると。決められたけど、自民党が人数が多くなったからと言っていつ出して

くるか、閣議決定で出してくると、今そういうことをいっぱいやっていますので恐ろしい状況だと。私は今そういう感想を持っております。

山口真美：議論の時期をどうするかということは極めて政治的な問題でもあるんですけれども、技術的には私はとてもまだ議論に至らないと思っているというのが正直なところで。ちょっと自分自身もそんなに詳しい分野の問題ではないものもありますので、色んなところで探して資料を見つけるんですけれども中々ないし。一番最初に思ったのはこの国民投票が作られる時にもそうですけれども、2 回ぐらいですかね、その後直近でも行ってるんですけれども、衆議院なりの国会議員がきちんと海外に行って調査・勉強できたというような話になってるんですけども、一応ざっとその資料がどの程度使えるのかを見たんですけれども、本当にまだ概要・概略的なものばかりで、とてもではないけれども調査として、その国民に示された資料としては極めて不十分だなというのが正直なところで、例えば先ほど言った通信に関する問題、表現に関する問題の独立委員会一つ取っても、欧米諸国で七つでも八つでも対象があって、そこがあらゆるものが全て違う制度を採っていると。そういったものの制度そのものの客観的な状況とそれの実際の功罪というものをきちんと調査をして分析をして議論の土俵に乗っける。それを国内の状況に合わせて議論をするだけで、私は本当に年単位の準備がかかって当然かなと思っていて、その意味ではおそらくこの審議会の中では選挙制度と同じで民主主義・国民主権の観点から私たち自身にとってより良い形のものを議論するということはできるんですけれども、本当に国会で議論をしようということになるととてもじゃないけれども、まずはやはり国会議員からの勉強からでしょうねという状況かなというように思っています。

片木淳：はい、ありがとうございました。それと、この 8 ページのレジメにある成立要件の問題で小林さんのご意見にまともに答えないかもしれませんけど、ある程度歯止めをかけてあんまり低い投票率であればもう無効にしてしまうということになるわけですよね、結果はね。

それからちょっと今日は時間が無いんですけれども、小林さん、折角の機会ですので、ちょっとテーマ別になりますけれども、今回の女性の候補者増。それから当選者増。ある程度は統一地方選であったんですが、去年の法改正の流れからいって満足いけるものなのか、どういう風に受け止めておられますか。

小林五十鈴：まだ結果が出てないんですけれども、5 月 23 日に結果を出すんですけれども、一応今こないだから通った人の、赤松政経塾でちょっと聞いてきたんですけれども、やっぱりこの政治分野における男女共同参画基本法ができてやりやすかったということを言われました。通った人も、通ってない人も。あとはやっぱり女性が子育てしながら色んなことをやらなきゃいけない。その分野について言いたいことがあると言われましたので、それは今度の、私たちは次のヌエックでもやるんですけれども、5 月 23 日にやる前に、議連の会長の中川さんところに行ってきてそこでちょっと聞いて。それから女性の窓口が稲田さんに代わったんですね。その辺の政治家の中の上とか下とかいうのがあるみたいで、そこら辺も

中川さんに聞いて、やっぱり野田さんがやってきたことを今度稲田さんがやるという、私たちはそういうところには気を使いながらやっていくんですけど、中川さんはこれは公職選挙法、女性が 3 割なるまでやりたいと。それをやらないことには私たちも結果が出ないと。そこら辺まで頑張ってやっていきたいと思っております。はい。今そういう状況です。

片木淳：私の個人的感想ですけども、マスコミの報道を見ると何か史上最高になったとか言って書いてますけどね。

小林五十鈴：すごく宣伝しました。この間の女性参政権行使、4 月 10 日、私も新宿に行きましたけど、雨の中温度 4 度くらい暑い中でも、全マスコミは来てくれるんですね。若い人たちが。東京新聞とか読売新聞とか。助かりますね、やっぱり。マスコミと一緒にやらないと。

片木淳：いや、私言いたいのは、そういう風に褒めてるけども大して伸びてないんじゃないかと。冷たく言えば。ちょっと騒ぎ過ぎ喜び過ぎじゃないかと。折角法律ができてあの程度で喜ぶのかと。道は長いような気がしましてね。そういう感じがしたんですけど、そこはどうかなと思ったんですけどね。伸びただけまあ良いかと。

小林五十鈴：沖縄の、鹿児島の方の一人もいなかったところは、やっぱりニュースステーションが来てくれたりして。だからやっぱり少しずつマスコミを使っていかないと私たち少人数では全国動けないからそこら辺は大事な仕事だなと思っております。はい、頑張ります。

片木淳：はい、ありがとうございました。どうぞ他に。はい、どうぞ。

田中久雄：国民投票法の話に戻りますけども、大体基本的には私は山口委員がお示しされているこの案の骨子でまとめて良いと思うんですよね。特に国民投票運動の中でメディア、メディアというかテレビとかラジオの規制。これは一応原則禁止で、ただ逆にある程度の枠は設けて無料で賛成反対平等に割り振ると。これはもう欧米でもやられているし、それはその通りで日本でもそれを踏襲すれば良いような風に思います。

それからやはり運動のそれぞれの団体がその他色々雑誌とか新聞とか広告出すとか何とかと。そういう場合についても、一応上限規制じゃないですけども、ある程度団体ごとに規制をかけてその範囲内で大いに運動してもらうと。しかもその場合には後で事後報告、報告書を作ってもらうと。それはもう正にその考え方に僕も賛成なんですが、一つ問題と言いますかね、私自身もよく分からないんですけれども、運動主体を誰にするかというね。政党なり、政党も本当にどこまでを政党と言うのか。ここでは政治団体という言葉も出ているんですけれども、政党とか政治団体というのは政治資金規正法の、正に普通の選挙の場合の法律での定義なんですよね。国民投票法で政党とは何か、あるいは政治団体と言っていいのか、あるいは運動団体ということで考えた場合に、選挙と同じ団体としてイコールとしてしかも根拠法を、そこを援用してやるのが良いのか、それとも国民投票のための政党とは何かとか。あるいは運動主体と、できるお金を使って新聞とか雑誌とかチラシを作ったりポスター作ったりとそれをやる団体は、別にこの法律に基づいて登録団体として、ある条件で。今のこの案ですと、費用規制ということでは費用の上限、どれだけお金を使うかによって規制を

1 億円とか 5 億円とかという、4 ページの上の方で書いてありますよね。そういう運動費用に基づいて対象とか登録するということが良いのか、果たして。いくら使うかという初めから分かるのか分からないのかですよね。特に民間団体が、それこそ市民団体みたいなものが寄付を募って仮に憲法 9 条の改正案が出た時に、われわれ市民運動として反対の投票行動をしようと。そのためにじゃあ一般から寄付を募ってその運動をするという場合にはお金がいくら集まるか分からないわけですよね。でもそういう団体だって運動する権利はあるわけですね。そういう場合に本当に初めからこれだけのお金をもって運動する団体が対象になるんだという風にそういう絞りのかけ方、縛りのかけ方っていうのはやっぱり何かちょっと問題かなという感じがあって。ではどういう条件に合う団体をこういう運動の主体として考えるべきなのか。政党というのはどうなのか。政治資金規正法ではないような、例えば国会議員で一人でも議員がある政党であれば、それは運動しても構いませんよというのも良いでしょうし、市民団体であれば、市民団体というか民間の団体であれば、資金じゃなくて、例えば賛同者ですよね。よく選挙でも北欧や何かでは政党として認めてもらうには何千人とか何百人とか、地方選挙では何十人というのもあるんですけども、それだけの賛同者をもってその政党を作るんだということで選管みたいなところに登録すれば、それでもう政党として活動できるという仕組みもあるわけですよね。ですから、ましてや国民運動的なものは、むしろ賛同者。その署名を集めてそれで身分を明らかにして何千人とか何百人とかあれば運動できる団体として登録しますよというような仕組みを考えられるのではないかなということで。それは一つの例ですけれども、何か運動主体をどうするかということはかなり選挙の制度を前提にする必要もないわけだし、逆にそれに引きずられるっていう問題があるとちょっと趣旨を間違えることもあるので、この辺もちょっと議論してもらいたいなという感じはします。

山口真美：そうですね。この規制の関係の問題は非常に難しいと思っておりまして、モデルにしたのはイギリスなんですね。つまりイギリスっていうのは基本的には、多分こういう形にすることによって裏返しとして助成をするということで、イギリスのモデルですと、やっぱり一定の郵送の送付ですとか公の集会のための会場の利用ですとか、そういったものを含めたものができるので、そういったものを認めるには少し何らかの形で枠を嵌めないという発想が多分あって、その中で多分お金という目安を付けたのだろうと思います。なので、基準を何にするかっていうのは確かに、おっしゃる通り難しいところもあるのかなという風に思っています。ただ多分、有料意見広告の問題なんかも考えてくると、この国民投票という全国の中である意味無制限に行われる運動に対して最も透明性が図られなくてはいけない部分がどこなのかという一つが、やっぱりお金のことなのかなというのは外せない部分もあるのかなと思っているんですね。

これは逆に言うと一定額以上のお金を拠出した者については収支の報告を義務付ける。それ以下の人たちは、逆に言うと百万円以下であればいくら使っても同じ、自由にやってくださいという意味では基本は自由だ。そこが一定の登録額をいくらにするのが良いのかっ

ていう収支報告を義務付ける、下駄を履かせる金額はいくらなのかと。多分裏を返せばそういう下駄を履かせた人たちに関しては何らかの形で積極的な意見表明の機会を無償で与えるということになるということになると。多分裏返しの関係になってるんだと思うんです。

片木淳：今おっしゃってるのは 4 ページの改正・改善の方向性の（1）。これは提案をしているわけですよね。

山口真美：そうですね。はい。

片木淳：これは大体その下に書いてあるイギリスモデルと同じだということですか。

山口真美：そうです。似た形です。

片木淳：ああ、そうですか。それとイギリスモデルの下の方に、主導運動者で、前ちらっと覚えているのはイギリスでは二団体ぐらいにまとまってしまっていると。

山口真美：そうなんです。

片木淳：賛成団体、反対団体。そこがもう戦い合うという記憶があるんですが。

山口真美：その通りです。

片木淳：日本は今の国民投票法はそんな形にはなっていないんでしょうか。

山口真美：なっていないです。

片木淳：バラバラに誰がやっても良いんだと。

山口真美：そうですね。私としてはイギリスモデルが一定の方向性はあると思っているんですが、主導運動者というのが二つとか八つとかとにかく大変少ないんですね。その少なさで国民投票運動が全国のものになる、もしくは国民の広く意見表明する機会になっているかなと言うと、必ずしもそうではないんじゃないかなという問題意識も実はあって。イギリスモデルがどれぐらい制度としてやった結果として国民のものになった投票運動を作り上げているのかっていう実態の検証というのはしたことがないんですけれども、単純にイギリスの人口の比率からして主導運動団体が一桁のものしかないというのは極めて少ないのではないかなと思っていて。

片木淳：3 年前の EU 離脱の国民投票も同じ形でやったんだろうと思うんですね。

山口真美：そうですね、はい。

片木淳：だから、まあ機能しているというか、イギリスは過去何回も色んなところで国民投票みたいなことやってますけども、その歴史の中ではやっぱり二つに限って全国でも 2 団体だと。というのは YES か NO かのどっちなんだと。細かく別に議論する話じゃないと。どっちに賛成なのかという割り切りをすれば、これは二つで良い。では日本は色々みんな言いたいだろうからと。イギリスでも団体以外でも勝手にやる人も居るんでしょうね。だから上みたいなことになってるんだろうと思いますけども。何て言いますか、公費を入れてやらせるというのは 2 団体ということなんでしょうけれども。

それから田中さんから質問のあった政党というのは 3 ページの上に、現行法では法の 106 条 2 項に定義規定があって、おっしゃるように政党と政治団体ということでこれは共通した概念だろうと思います、他の選挙法と。ということでこれは放送・新聞広告も認めると、

無料でと。という体制になっているということですね。
山口真美：そうですね、はい。
片木淳：だから後は、ちょっとまだピンと来ないのはイギリスの制度の実際。おっしゃったようにどの程度のことを、上手くやっているのかどうか。そういう点について、今言いましたように EU 離脱なんかもちゃんと答えは一応出てるんで、それに対して文句言う人もあんまり居らんようですので、出たこと自体はね。だから機能してるのかなという印象は受けますけどね。
山口真美：ただ虚偽報道があったとか色々議論になっていたりするところ辺り、どんな感じなのかなと思ってはいるんですけれども。その国その国の要請なり環境に合わせて日本にそのまま持ち込むのが良いのかどうかというところ辺りも考えなきゃいけないんだろうなと思いながらこのイギリスの制度を参考にという形で出させていただきました。
片木淳：はい、分かりました。ありがとうございました。どうぞ。
太田光正：1ページの2の公報のところなんですけれども、(2) の「内容」で「その他参考となるべき事項」とあるんですけれども、ここで「その他」っていう内容で想定されているものは一体何なのかと。分かれば教えていただきたいんですが。
山口真美：どこの「その他」ですか。
太田光正：1ページ目の2の (2)。「内容」で「その他の参考となるべき事項」。この「その他」というのはどういう内容なのか。
山口真美：そうですね。「その他」。そのまま書かれていたものを出したので、すいません、ちょっと分からないですね。ちょっと待ってください。そうですね。新旧対照表その他の参考となるべき事項。多分これ以上の積極的なものは出されていないと思います。法令とかの時でも新旧対照表と参考条文とかは出ますけどね。関連法とかの。そういったイメージなのかなと思っているんですが、特にそれ以上は。
片木淳：そうですね、参考条文は入ってきますね。
山口真美：そうですね。
片木淳：ただまあ色んな憲法の改正の条項。どこを改正するかによって、それは色々出てくるんじゃないですか。
山口真美：そうですね。色々なものが出てくるんだろうと。
片木淳：9条改正になったら、日本の戦力、そこまで書くかどうか知りませんけどもね、ということも頭に浮かぶし、地方自治だったら地方自治の基本的な参考条文かな、それは色々あるんじゃないですか。いや、なんで聞きたいんですか。
太田光征：おそらくここに、賛否に関しての意見の差が出やすいのじゃないかなと。法律、改正案そのもの、要旨、新旧対照表は大体客観的に書けると思うんですけども、その他内容盛り込めるとすると印象操作しようとすればできちゃいますよね。
山口真美：北朝鮮の何とかミサイルが何キロ届くみたいなやつが詳細にありますみたいなことにすればという、そういう話ですよね。その意味ではおっしゃる通り多分その他参考と

なるべき事項という程度の限定しかされていませんので、使う人間の裁量次第というところは確かにあると思います。程度問題はあると思うんですけれども。じゃあどこまで運用基準的なもので出せますかというのも難しいなあと思いますけどもね。

片木淳：だからまあ国会が三分の二で議決した時の色んな参考資料があるんでしょうから、さっきおっしゃったようにあくまでそれは出発点です。それを客観的な立場で国民が判断するという前提のもとで国会で三分の二の多数が通した時の考え方、こういう考え方で改正せないかんと思ったんだと。こういう説明にどうしてもなるんでしょうな。それを現行法による広報協議会の中では少数派も数に応じて入っているわけだから、その議員の方々がそんな書きすぎじゃないかとか、誘導尋問じゃないかとかと言って、またそこで揉めると。揉めると言うとあれですけど、反論すると。まあしかし多数は取っていないから引きずられるというかね。やられるという可能性ももちろんある。それはだからそっちで説明させるのかどうするのか。じゃあ国民がどんな説明するのかと。元々要らないと思っている国民は、そんな憲法改正要らんじゃないかって思っている国民は別に参考資料なんて要りませんわな。そこはちょっと難しいね。やっぱり提案側が少しは説明せざるを得ない点はあるんじゃないでしょうかね。どうぞ、岡﨑さん。

岡﨑晴輝：はい。8 ページの成立要件なんですが、まずこの 40%という数字が入っていて、これはちょっと説明がつきにくいと思うんですよね。50%であれば説明がつくと思うんですけれども。ちょっと 40%ということで疑問を感じるのが一点目。

そして 40%にしても 50%にしても形成が不利な方がボイコット運動を始めるっていうこともありますよね。それが逆効果になるんじゃないかってことを考える必要もあると思います。もし、入れるとすると義務投票制。オーストラリアとかありますよね。義務投票制はちょっと憲法上どうなるのかよく分かりませんけれども、もし入れるとしたら義務投票制の方が良いか、あるいは入れない方が良いか。中途半端に入れると多分ボイコット運動が起こりやすいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

山口真美：はい、そうなんです。色々なことがあって、この数字は、「例えば」というのは、たまたま多分最近の投票率が 40%前後だから 40%を入れているだけっていうのが、「例えば」ということなので、これ自体にある意味根拠は無いということになってくるんだと思うんですけれども。そのボイコット運動の関係もあって、それと正統性の担保の関係がどのぐらいの数字なんだろうかというところは実際難しいのかなという風には思っているんですね。逆に絶対得票率を 50%とするぐらいであれば、もうある意味得票率で決めないで、「過半数とは全有権者の過半数である」としてしまえば良いということになるんですけれども、そうすると多分今の日本の現状の中で圧倒的に国民投票自体成立しない事態になってしまうんじゃないかという可能性もあるという中で、定足数というのは必ずしも過半数ではないというところもありますので、その匙加減の辺りをどの辺とするのかということなのかなと。そうすると逆に言うと直近の国家の全国的選挙でどの程度の人間が投票所に足を運んでいるのかという辺りを目安にするというのはもしかしたら実態には即しているのかな

という辺りかなと思うんです。これ自体には絶対得票率としたらその得票率の正統性自体を問われるという議論になるのかなというところは正直あるかなと思いますが、そういうところです。はい。

片木淳：はい、ありがとうございました。岡﨑さん、よろしゅうございますか。

岡﨑晴輝：はい、結構です。

片木淳：ちょっと申し訳ありません。大体議論も尽きてきたようなので、この辺りにさせていただいてもう一つ坪郷委員の提出していただいた議題がありますので、どうしてもということがあれば手を挙げていただければと思いますが、大体まあ良いんじゃないかという、概ねですね、流れであったかと思いますので、後は恐縮ですけれども山口委員の方でもう少しまた最終答申に向けて今後は文章起こしみたいな話になると思いますけども、よろしくお願いします。ということでよろしゅうございますか。それではお待たせいたしました。坪郷委員、罰則規定の改正素案につきまして、こっちの議題に移らせていただきます。坪郷委員よろしくお願いいたします。

坪郷實：それでは、私のところは罰則規定の素案と。議題は罰則規定改正素案となってますが、今日は素案と書いてありますけれども、素案のさらに素案になってるのが状況なんですけれども、二月のこの選挙市民審議会の会議で仲道祐樹さんに報告をいただいて、それを基に素案を考えるということでありますが、その１.のところでは選挙運動規制の全廃後の罰則規定の考え方ということで当日仲道さんが報告されたことのうち、全部ではありませんけれども、今日の議論に関係する限りで（１）から（４）の大きな項目を拾っています。それで、（１）のところは公選法上の犯罪類型としては①②と。これは実質犯と形式犯というような色んな表現で議論されているんですけれども、ここでは仲道さんの表現をそのまま使っていますけれども、①としては買収、あるいは選挙の自由妨害など、自然犯あるいは刑事犯といった類型。②が選挙運動規制があることによって犯罪となる法定犯、行政犯という類型です。それで基本的には②の選挙運動規制に関するものについては犯罪類型としても全廃をするというのが基本的な方向ではないかという風に考えているわけですね。それで①に関連したものでどの範囲で罰則規定を作るのかということが今日の課題ということになります。

それで（２）は基本的には罰則規定を作る場合には従来の刑法典の中に組み入れるか、あるいは特別刑法という形で罰則規定を持った法律というのを特別刑法というように言っているわけですけれども、そういう特別刑法による規定の場合と両方あるわけですけれども、二月のご報告にありましたように刑法典に新しい犯罪を組み入れるというのは実務的には中々難しいというところがあるということで、政治的にもそう簡単ではないかもわかりませんので、今回は特別刑法という形で罰則規定をもった法律を作るという方向を考えているということになります。

仲道さんが強調された一つの点は特別刑法の場合の利点の一つとして目的規定を第１条に当然置くことになるので、これは立法目的になるわけですけれども、目的規定によって各

種犯罪類型の解釈が可能になると。これに対して刑法典には目的規定というのはそれ自体としてはありませんので、それぞれの保護法益によって解釈をするということになります。それじゃあ特別刑法としての罰則規定に書くべき目的規定はどう設定するのかっていうのは、この罰則規定の議論だけでこの規定を決めて良いのかどうかってことはあるので、ここではまだ書いていません。ただ基本的には選挙の自由を保障するために必要な罰則規定は必要であろうと。選挙の自由が基本になりますけども、選挙の自由を基本にした上で当然選挙の公正さを害しないという観点も必要になるだろうということで、目的規定に関連してはここでは考えておきたいということになります。

それでは罰則規定の範囲をどうするのかってことですが、公選法上の罰則というのはかなり枝葉に分かれて色々な表現・概念が作り出されて規定されているわけですけれども、基本的にはこれをできるだけ絞って規定するという形にしたいという風に方向性としては考えているということです。それが参考になるのがドイツのケースですけれども、ドイツの場合には選挙に関する手続法がありますけれども、罰則についてはドイツ刑法典に組み入れられていまして刑法 107 条から 108e 条までありますがそこで挙げられているものは、これは仲道さんの整理によるものですけれども、暴行・脅迫による選挙の妨害。不正投票、選挙結果の不正操作。選挙人名簿の虚偽記載。選挙の秘密侵害。暴行脅迫ないし職業上・経済上の依存関係を用いた投票の強要。選挙人を欺罔して投票内容について錯誤させる/投票させない/無効投票させること。選挙人への贈賄という形になっています。

ドイツの選挙手続のための連邦選挙法の中には選挙制度と手続が書かれていますけれども、秩序違反規定がありまして、ここでは世論調査の結果の事前公表についての過料が定められていると。こういったものがドイツにおける罰則規定の主要なものになるということです。

二月にも議論をしましたけれども、国政選挙と自治体選挙に共通の罰則規定にするのかどうかという論点が一つはあるということです。ここからが罰則規定の素案になるわけですが、非常に今日は簡略なものですけれども、一つのやり方としては国政選挙と自治体選挙に関する共通の特別刑法として選挙関係の犯罪について罰則を規定する法律を作る。あるいは国政選挙と自治体選挙に関してそれぞれ罰則規定を別個に設けるというやり方も選択肢としてはあるだろうということになります。

それでは選挙関係の犯罪類型としては限定するとすればどのようなものが挙げられるのかということで、公職選挙法の特に罰則に関する条文の中の一番基本的なものだと思われるものをここでは(1)から(5)まで拾いました。(6)は、空けてあるのはさらに必要なものがあるかどうかですね。

(1)が、買収及び利益誘導（公職選挙法第 221 条（買収及び利益誘導罪））。

(2)が選挙の自由妨害（第 225 条（選挙の自由妨害））。

(3)が、投票の秘密侵害（第 227 条（投票の秘密侵害罪）、第 228 条（投票干渉罪））。

(4)が、選挙人名簿の虚偽記載（第 236 条（詐偽登録、虚偽宣言等）、第 237 条（詐偽投票

及び投票偽造、増減罪)）に関係する事項。

(5)が、不正投票、選挙結果の不正操作（第 237 条（詐偽投票及び投票偽造、増減罪)）。というところまで挙げています。

今日のところでも問題になっていましたけれども、公務員の地位利用、あるいは教育者の地位利用といったものをどのような形で挙げるのか。あるいは公務員や教育者それぞれ個人としては選挙の自由がありますのでその辺の規定についてはそれぞれの法律がありますので、ここではそれを挙げないというやり方がありうるのかどうかということが検討事項ということになります。

これらの直近で、沖縄の辺野古で基地建設の埋め立ての賛否を問う県民投票条例が昨年の 10 月 31 日に作られていまして、2 月 24 日に投票されたわけですけれども、県民投票が行われたわけですけれども、例えばその条例には罰則に関連してどのような表現が使われているかと言いますと条文の一つに「投票運動は自由とする」というのが基本にまず書かれていまして、その上で「ただし買収、脅迫等により県民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない」という文章がついていると。非常に簡略な形ですけれども、県民投票条例の場合でもこういう条文が盛り込まれているというのは参考事例として紹介をしておきたいと思います。

ということで今日はあまり時間がありませんけれども、非常に簡略なものですけれども、罰則規定に関してみなさまが考えられているご意見、方向性なりをお聞かせ願えればと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。私からまず確認ですけど、結局あれですね、公職選挙法、色んな手続規定は残ることになるわけですが、それとは別個の法律として例えば公職選挙法罰則法とか、何かそういう別個の特別法を作るということで良いんですか。

坪郷實：それは二月にも若干議論をしましたけれども、国政選挙と自治体選挙、それぞれどのような選挙法ないしは条例によって作るかによって変わってくるんだろうと思うんですね。これを一体でできるのか、あるいは別個のものになるかということがあるので、今片木さんが言われたことは選択肢として両方、可能性としては考えているのが今現状です。

片木淳：現行法、公職選挙法の中に入れた刑法。絞るということですね。

坪郷實：絞るというやり方もありますし、罰則規定だけ別立てで特別刑法として出すという両方の選択肢があるということです。

片木淳：ただ、その出す場合の理由を、理屈は何になりますか。ちょっと難しいですよね。

坪郷實：その場合には例えば公職選挙法自体が国政選挙に限定したものになるのかどうかにもよるんですけれども、公職選挙法の外に出すとすれば国政選挙と自治体選挙の双方、両方に関係する罰則を一つの法律にまとめるというのが、例えば理由になるんですが、その理由が成り立たない場合には必要ないかも分からない。

片木淳：ああ、分けた場合に。それからちょっと、私が聞くのもおかしいかもしれませんが、我々の答申の流れで国政選挙と地方選挙を分けてやろうという流れは何でしたかね。ほと

んど無いですよね。あるとすれば地方団体でこの点は決めたら良いじゃないかっていうぐらいで、委ねるというか、そういう議論はありましたけれどもね。何か公職選挙法を二つに分けると、国政公職選挙法、地方選挙は条例に任すということでしょうか。

坪郷實：条例に任すとしてもどのレベルでやるのかというのは非常に難しいんですが、それでもうちょっと、地方自治法の中に罰則規定を入れるというやり方はあるんですが、ただ地方自治法の中での罰則の範囲があるので、自由に罰則の内容を決めることはできないという問題があるので、地方自治法に入れることができないんだとすればということがありますが、ただ公職選挙法は何らかの形で残るという確認があるならばその方向で作りますが。

片木淳：逆に公職選挙法を二つに分けるという議論は、まだ我々はほとんど煮詰まっていないですよね。だから流れとしては今のような形だと。今後の審議でまたそうなるのかもしれませんが、ちょっと時間がないんだけど。

坪郷實：ですからそれは第三部会でどのような議論だったか、私何度か聞いたことがあるんですが、必ずしも確定した方向性は無かったので。

片木淳：ええ、そうですね。

坪郷實：それで私も表現こうなってるんですけども、ただ議論していないのは確かですので。

片木淳：そうすると今の流れのままだと特別刑法部分は公職選挙法の中に置いたままで自然犯的なものに絞っていくと、できるだけ。他のやつはもちろん規制は撤廃だから、そんなもの刑罰も一緒になくなるという理解に、大まかな線はなるということでしょうな。

坪郷實：それはもちろん決めていただきたいんですが、公職選挙法の中の手続部分はもちろん残るわけですけれども、その手続自体が多分大きく変わるということが一つはあるのと、それから選挙運動期間というものをなくすということで公職選挙法の中で謳われている手続の考え方そのものを変えるという話ですので、それと同時に選挙運動規制の全廃ということを基本にした時に今の公職選挙法の改訂ということでそれをやるということなのか、新たな手続法を作るということになるのか、どちらか決まっていればそちらの方向に合わせた風にまとめたいと思いますけども。

片木淳：打ち出しとしては中身は大して変わらなくても新しい公職選挙法をやっぱり、目的規定をどうするかという議論がまだ煮詰まってないんですけども、新しい公選法を作ると言った方が良いことは良いですよね。その流れにあれば。その場合には、やっぱりその新しい考え方からいくと放り出すと。刑法部分で自然犯の部分はその中に入れないで放り出す方が良いというようなことをお考えだということですか。

坪郷實：いや、新しい公職選挙法を作るという表現を言われたので、そうであればその中に基本的には罰則規定を盛り込むというので良いのではないか。

片木淳：言い方として自然犯に限ると。

坪郷實：そうですね、はい。

片木淳：何というか。基本的に刑法部分を変えるんだという言い方をしてという感じでしょうかね。それはそういう流れになるんじゃないでしょうかね。特段、何か今までの議論の中

で条例、何かさっきめくられてましたけど、何かありましたかね。

城倉啓：今お二人お話していた通りで煮詰まっていないですよね。その件について、そんなに確定的にみんなものを決めていないし、分けるということも含めて。私から確認なんですけれども、新しい公選法を作るというのは公職選挙法改正という理解ですか。新法を作るというわけではなくて、公職選挙法を改正するという、そして目的規定も含めて変えるという、そういう理解ですか。それとも今の公選法とは全然違うものを作るということですか。

片木淳：本当は全然違うものを作りたいんだけれども、あんまり羊頭狗肉でもね。何か言った割には中身は変わってないじゃないかと言われたら恥ずかしいから。可能性があるとすれば目的規定をもっと自由な選挙の発想がちょっとおかしいと。お上の上から目線で公職選挙法はできてるし、べからず集だということで、それをがらっと変えるので新だと。こういう風に中身もある程度ついてきてね。そういう意味で言うと選挙運動規制の全廃ということをもっと強く打ち出さないといけないかもしれませんね。選挙運動期間の撤廃も含めてね。そういう流れができたら、そういう風に打ち出しても良いんだけれども、しかし残る部分は今とほとんど変わらないじゃないでしょうかね。手続き部分はね。

城倉啓：第一期の答申が公職選挙法や関連法の条文の改正案を出しているに留まっているんであって、新しいものを作ってはいないわけですね。保守的に考えてあと数ヶ月でまとめ上げるときに、やはり公職選挙法をある意味で「残る」という前提にしておいた方が安全ではなかろうかなという風に思ったんですね。そしてその上で罰則規定もごっそり抜いてますもんね。自由になった部分、小林さんが作られた素案に対応して、そこは抜いていて、でも抜けない部分もあるということで残っているということですもんね。だから中にある。特別刑法部分は中にあって、でも目的規定は変わったんだと。そういうことが流れではないかなという風に思ったんですが。

片木淳：そうですね。ただ、だから打ち出し方の問題だと思いますよ。あんまりしかし今の公職選挙法はそのままですと説明したらね、改革ってそんなもんなのかって思われちゃいますよね。これは打ち出しの問題で、インパクトの問題で。我々としては全然違うものですよと。それは手続面はいつの世の中も似たようなものでやってるんだけれども、考え方はもうこの際ガラっと変わって民主主義先進諸国と同じようなレベルにしてほしいという改革案ですよというのを打ち出したいんですね。だからそこはそうは言ってもあまり変わらないんじゃないかというといかんので、どの程度書けるかということじゃないかと思いますけどね。

比例代表とかああいう選挙の投票システムそのものについても既に答申出してるからそこら辺も入れればある程度新しいって言った方が良いかもしれませんね。それは今後の書き方の問題だと思いますね。今の検討の流れの中でどう打ち出すかって議論すれば間に合うんじゃないでしょうかね。他に何かご意見があれば。今の点でも結構ですし、坪郷委員の説明についても結構ですが、どうぞ。

小澤隆一：一点だけ。犯罪類型を①買収や選挙の自由妨害の自然犯と、それと②選挙運動規

制に関する法定犯で分けて、それで①については残すけど②についてはもう全廃という風に、非常に分かり易いんですけれども、結局②の方は選挙運動規制をなくすと。できるだけ選挙運動は自由にするって、そういうことですね。そうすると自由な選挙運動に対する妨害行為に対して何らかの規制をかけるような罰則規定というのが考えられないかどうか。ここで例えば選挙の自由妨害という概念でそれを全部括っちゃうと。これはやっぱりどういう風に考えたら良いんですかね。投票の自由妨害だけじゃなくて、選挙の自由妨害っていうのは自由な選挙運動に対する妨害行為も入るという風に考えるのか。あるいはそれはそれで別途何か違法な行為類型を想定するのかっていう、その辺りのことはどうなんでしょうかね。

坪郷實：一応公職選挙法に関連のある条文を挙げているんですが、この条文をそのまま残すのかどうかっていうのはちょっとまだ十分検討していないんですね。言われたように、選挙の自由妨害というのは投票に直接関係、例えば投票所内での話だけではなくて、それまでのプロセスの中で選挙の自由妨害を行った場合をどう類型化しどう規定をしていくのかっていうのは当然必要な部分があるので、ただそれをできるだけ曖昧にはできないんですけれども、範囲を絞ることができないかということで今考えておりますので、ちょっと現行の条文でそのままいけるというようには言い難いのは、ここに挙げた括弧書きの形でまとめがそれぞれあるんですけど、それをさらに枝葉に分かれて、さらに色んな何々罪というのがつくられているんですね。それをできるだけ削ぎ落としたいんですが、今そこまで作業できなかったということで、次はそこまでもう少し進みたいとは思っています。

片木淳：よろしいですか。はい、ぞうど。

太田光征：１の（３）のドイツの例にある世論調査結果の事前公表の禁止ですよね。これは現在の日本ではいわゆる人気投票の結果の禁止というのはあるんですけれども、これは今日の案では抜けているんですけれども、抜かした方が良いというお考えでしょうか。

坪郷實：そうですね。これも規定自体が非常に難しいところがあって、今現状では直前には世論調査公表されていないんですね。日本の場合でも。一週間か五日ぐらい前までは公表されてますけれども、直前には公表されていないというのが今の選挙実務だと思うんですけれども、ただドイツの場合には、これは例えばどういうことを言うのかと、新聞社がやる世論調査の結果というのはドイツの場合だと直前まで各世論調査機関が七とか八つ専門機関があって、それぞれは直前まで世論調査をやって、それが投票日の日曜日は日曜専門の新聞ですけども、直前に一面に載る時があるんですね。むしろここで関係をするのがどの範囲かってことになるんですけれども。例えば政治教育で行われている高校生を対象にした模擬投票が事前にある。投票するんですけれども、その高校生に対する事前の模擬投票の結果は選挙が終わってから公表するということで例えば行われていると。そういうことがあるので世論調査の結果の事前公表っていうものをどの範囲で例えば必要なのかどうかってこと、もうちょっと検討が必要なので今回は入れていないということです。

片木淳：よろしいですか。それでは時間がまいりましたので今日の議題二つ、これで一応閉

じてよろしゅうございますか。それでは山口委員、坪郷委員、今日はご苦労さまでした。ありがとうございました。それでは事務局より何か伝達事項をお願いします。

城倉啓：資料の G というものの付いているものの裏面を見ていただいて、裏面というか表も少し変わっておりますけれども、大山礼子委員にお願いしている部分ですね。請願法の改正と国会改革が関わるということで、国会と地方議会の改革案を、もう前からお考えの方ですので、是非出してくださいと依頼したところパワーポイントの資料が早速きまして、かつて話してくださったものですね、それをもって素案になるのではないかという風に思っております。

そして私共事務局としましては 4 月 12 日に事務局会議で、裏面に行きまして、第二期答申の目次立てを仮に作ってみました。そしてこの中でも、もちろん書きぶりについては方向性のみというものや改正条文を付けるものというのは出てくると思いますけれども、このような形で進めていってよろしいかという風に思います。今日審議する時間は無いですけれども、ML メーリングリスト等でご意見いただければまた調整いたしますし、実際にやってみて変えていくということもあると思いますし、共同代表者会議等を含めて舵取りしていただければなと思っておりますので、ご確認ください。

片木淳：どのあれですか。今お話されているのは。

城倉啓：G という紙の裏面なんですが。

片木淳：失礼しました。これの裏側ですね。

城倉啓：はい、裏面の下の方ですね。いつも検討項目の候補というのは第一期答申の 145 ページに言及しているんですけれども、その下にそれとの関係もあるので、こういう風に付けておきました。第一期答申の目次立てを非常に参考にしております。「はじめに」とか「あとがき」とか、そういうことです。

片木淳：今日は時間が無いので、見て後でメールででもというお話でしたね。はい、分かりました。ということで、よろしゅうございますかね。じゃあ時間も迫りましたので今日はその程度で終わらせていただきます。ありがとうございました。岡﨑さん、ありがとうございました。

岡﨑晴輝：ありがとうございます。

片木淳：ではおしまいにいたします。どうもありがとうございました。

〔岡﨑晴輝委員未校正〕